

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市矢本字二反走141番ほか98筆
	2 開発区域の面積	60,470.76 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大塩字五台23-2 株式会社 木村土建
	5 工事着手予定年月日	平成24年12月10日
	6 工事完了予定年月日	平成27年 3月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	株式会社 国際開発コンサルタンツ 仙台支店 内藤達也
住 所	宮城県仙台市青葉区一番町1-5-25
TEL	022-225-6201
FAX	022-261-4630

別紙

開発区域に含まれる地域の名称

東松島市矢本字二反走

123番(一部)	124番	125番	126番	127番
128番	129番	130番	131番	132番
133番	134番	135番	136番	137番
138番	139番	140番	141番	142番1
142番2	143番1	143番2	144番1	144番2
145番1	145番2	146番1	146番2	147番1
147番2	148番1	148番2	149番1	149番2
150番	151番1	151番2	152番	153番1
153番2	154番	155番1	155番2	156番
157番1	157番2	158番	159番1	159番2
160番1	160番2	160番3	160番4	160番5
160番6	161番1	161番2	162番1	162番2
163番1	163番2	164番1	164番2	164番3
164番4	165番1	165番2	165番3	166番1(一部)
166番2(一部)	214番1(一部)	214番2	215番1	215番2
216番	217番	218番	219番	220番
221番	222番	223番	224番	225番1
225番2	226番	251番	252番	253番
254番	255番	256番	257番	258番
259番1	259番2	260番1(一部)	260番2	

計 99 筆

[無地番道路]

東松島市矢本字二反走

123地先から166-2に隣接、214-2から260-2に隣接、142-2地先から166-2に隣接、239から214-1に隣接、142-1から142-2に隣接、142-1地先から239地先

[無地番水路]

東松島市矢本字二反走

124から165-3に隣接、123に隣接、166-1に隣接、214-2から214-1に隣接、141から124に隣接、239地先から214-1地先、226から215-2に隣接、142-1地先から239地先、142-1地先から142-2地先

## 別紙

### 予定建築物等の用途

1. 住宅で戸建て住宅、長屋形式（ただし、二世帯住宅の建築に係るものに限る）のもの
2. 下記の(ア)～(ク)の用途の併用住宅で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積が50㎡以下のもの
  - (ア) 事務所。（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く）
  - (イ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
  - (ウ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - (エ) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - (オ) 自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの
  - (カ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
  - (キ) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
  - (ク) 診療所（医療法に基づく医師又は歯科医師に管理される診療所であって入院施設のないもの）
3. 地区集会施設
4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物
5. 住宅や併用住宅に附属する物置、倉庫、車庫、農業用倉庫
6. 長屋（公営住宅）
7. ゴミ集積所

様式第5号 (第4条関係)

設計説明書 (その1)

開発区域に含まれる地域の名称		東松島市矢本字二反走 141 番ほか 98 筆							
設計の方針		防災集団移転及び災害公営住宅建設のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、区域内防災調整池で調節し二間堀排水路に放流する。 土質は、表層部は砂質シルトが分布し下層部は砂層からなる。 造成計画は、切土は区域全体の表土剥ぎ取りと調整池部の掘削を行う。盛土は切土の土を一部流用し、不足土については購入土で対応する。							
地域地区等	イ 市街化区域 ハ 非線引き都市計画区域 ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	Ⓞ 市街化調整区域 ニ 準都市計画区域		用途地域等		無指定			
	宅地造成工事規制区域	内 Ⓟ		その他					
工区分	工 区	第 1 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	矢本字二反走 141 番ほか 98 筆							
	面積	60,470.76 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	60,470.76 m <sup>2</sup>			
開発区域の土地の現状	地目別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
		面積	m <sup>2</sup>	54,748.37 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	5,722.39 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	60,470.76 m <sup>2</sup>	
	割合	%	90.54 %	%	9.46 %	%	100.00 %		
	所有者別	所有者別	自己所有	買取予定	他人所有	その他	計		
		面積	m <sup>2</sup>	54,748.37 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	5,722.39 m <sup>2</sup>	60,470.76 m <sup>2</sup>		
	割合	%	90.54 %	%	9.46 %	% 100.0			
土地利用計画	区分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	面積	35,373.88 m <sup>2</sup>	27.20 m <sup>2</sup>	1,152.85 m <sup>2</sup>	13,308.65 m <sup>2</sup>	1,815.68 m <sup>2</sup>	8,792.50 m <sup>2</sup>	60,470.76 m <sup>2</sup>	
割合	58.50 %	0.04 %	1.91 %	22.00 %	3.00 %	14.55 %	% 100.0		
区画設定計画	区画数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積			
	住宅 127	344.32 m <sup>2</sup>		168.93 m <sup>2</sup>		278.53 m <sup>2</sup>			
	集会所 1	1,152.85		1,152.85		1,152.85			
上水道施設	① 公 営 水 道 ② 簡 易 水 道 ③ 専 用 水 道 ④ その他	消 防 水 利 施 設 ① 消 火 栓 ② 貯 水 槽 ③ ハ 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計			
				127 戸	0 戸	127 戸			
	計画人口	390 人		人口密度		64 人/ha			

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	7-1	7	381.0	3,022.94	東松島市	東松島市	申請者
道路	6-1～ 6-9	6	1,601.9	10,285.71	東松島市	東松島市	申請者
污水排水		VU φ 150	1,244.0		東松島市		申請者
		VU φ 200	280.7				
水路	1～6	1.5～3.00	858.8	1,810.49	河南矢本 土地改良区 石巻地方広域 水道企業団	東松島市	申請者
上水道		DIP φ 100	1,146.6				申請者
		DIP φ 75	431.1				
消火栓		3基			東松島市		申請者
防火水槽		1基 V=40m <sup>3</sup>			東松島市		申請者
公園				1,815.68	東松島市	東松島市	申請者
緑地				282.30	東松島市	東松島市	申請者

公益的施設の整備計画

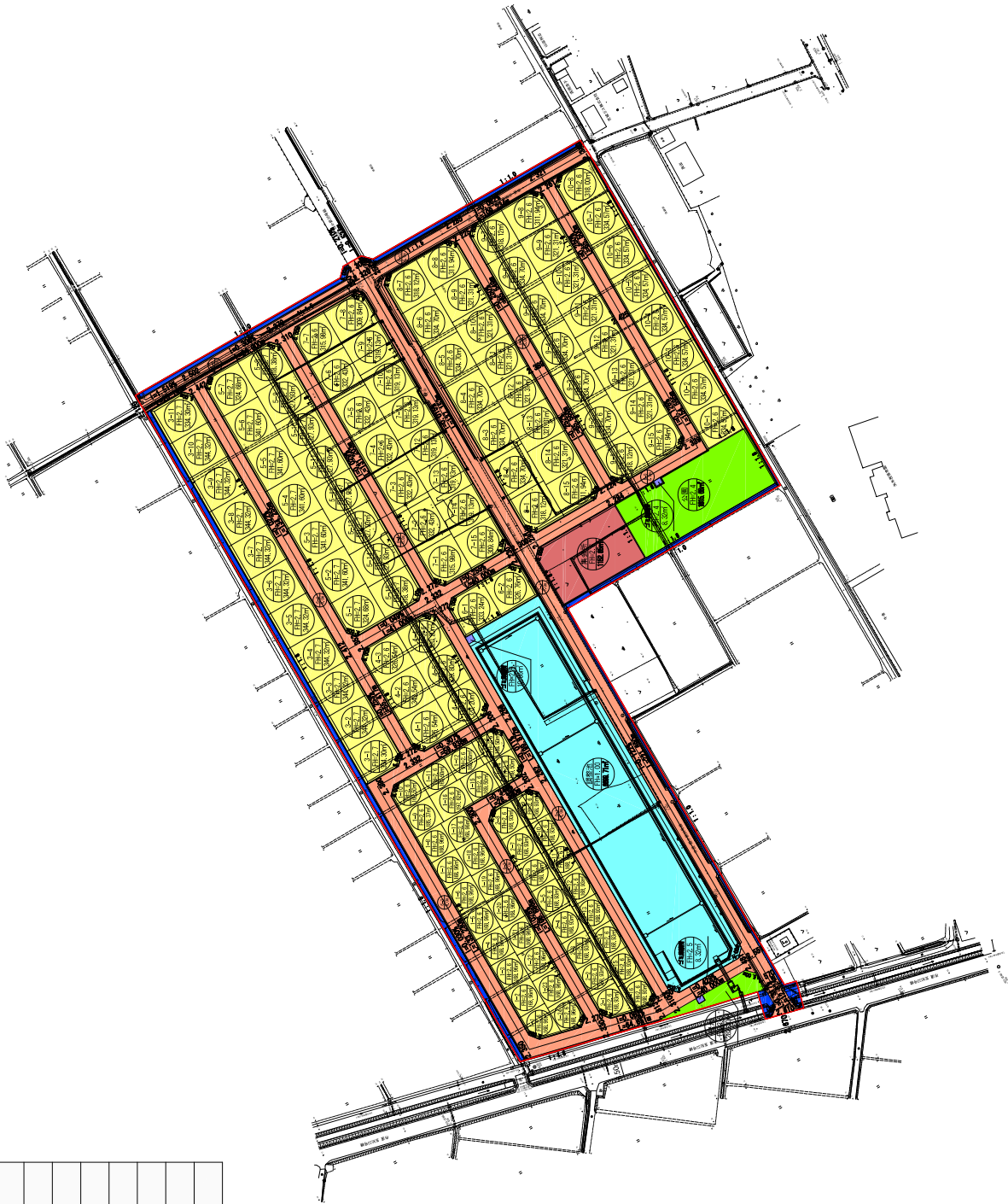
公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要 (建設時期等)
集会所	1,152.85m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所
調整池	6,699.71m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所
ゴミ集積所	27.20m <sup>2</sup>	東松島市	3 箇所

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



凡例	
	施行地区区域界
	区画街路
	住宅地
	調整池
	水路
	公園・緑地
	集会所用地
	ゴミ集積所



様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城県東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市牛網字雉子抓6番、 字別当19番1、字関下37番1 計3筆
	2 開発区域の面積	45,434.32 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大塩字五台23-2 株式会社 木村土建
	5 工事着手予定年月日	平成 24年 12月 10日
	6 工事完了予定年月日	平成 27年 3月 31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設 計 者	株式会社オオバ 震災復興事業本部 中村 洋
住 所	宮城県石巻市清水町 1-1-2
T E L	0225-93-1951
F A X	0225-93-1961

(別 紙)

■ 予定建築物等の用途について

1. 住宅で戸建て住宅、長屋形式(ただし、二世帯住宅の建築に係るものに限る)のもの
2. 下記の(ア)～(ク)の用途の併用住宅で、延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>以下のもの。
  - (ア) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く)
  - (イ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗、食堂、喫茶店
  - (ウ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋、その他これに類するサービス業を営む店舗
  - (エ) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - (オ) 自家販売のための食品製造業(食品加工業を含む)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの
  - (カ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
  - (キ) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
  - (ク) 診療所(医療法に基づく医師又は歯科医師に管理される診療所であって入院施設のないもの)
3. 地区集会施設
4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物
5. 住宅や併用住宅に附属する物置、倉庫、車庫、農業用倉庫
6. 長屋(公営住宅)
7. ゴミ集積所



様式第5号（第4条関係）

設計説明書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市牛網字雉子爪6番、字別当19番1、字関下37番1 計3筆						
設計の方針	防災集団移転促進事業に伴う戸建住宅団地の造成。 地質調査結果に基づき、宅盤は不等沈下が生じないように施し、所定の地耐力を確保する。 雨水排水は、流末に設けた貯留施設に導水し、所定の比流量にて放流する。 汚水排水は、公共下水道に接続する。						
地域地区等	イ 市街化区域	ロ 市街化調整区域		用途地域等		無指定	
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域					
	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域						
宅地造成工事規制区域	内		外		その他		
工区区分	工区	第1工区	第2工区	第3工区	第4工区	計	
	地名及び地番						
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
開発区域の土地の現状別	地目	宅地	農地	山林	法定外公共物	その他	計
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	割合	%	%	%	%	%	%
	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計	
土地利用計画	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	割合	%	%	%	%	%	%
	区画数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積	
区画	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
74	359.36		204.99		287.22		
上水道施設	イ 公営水道 ロ ハニ 簡易水道の施設	消 防 水 利 施 設 イ 消 火 栓 槽 他 ロ ハ 貯 水 槽	計画戸数	戸建	共同	計	
			74	0	74		
	計画人口	254 人	人口密度	56 人/ha			

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。  
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

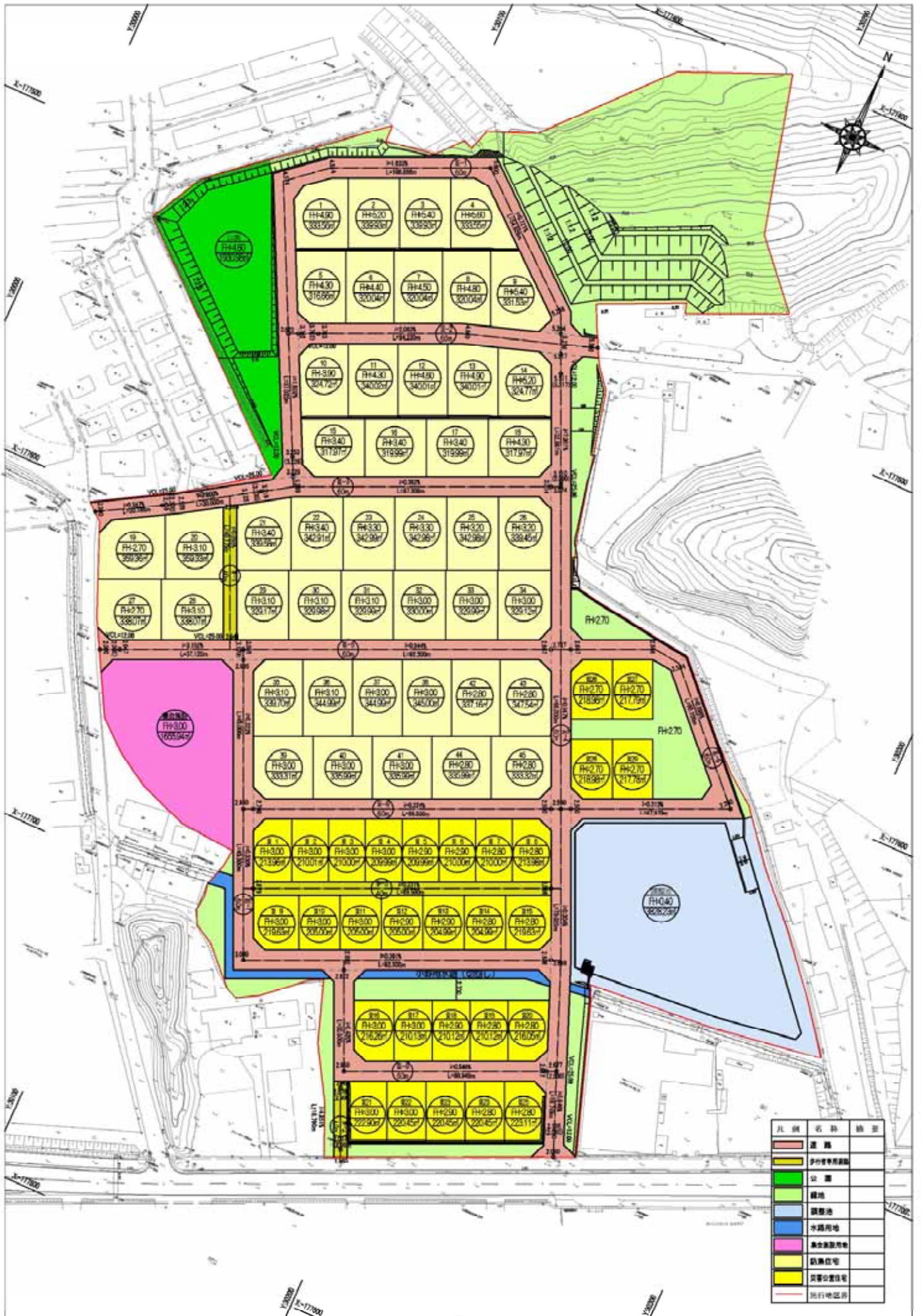
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道 路	区-1~9	6.0m	1,302.7m	8,083.21m <sup>2</sup>	東松島市	帰属	申請者
〃	歩-1~3	4.0m	152.4m	609.73m <sup>2</sup>	東松島市	帰属	申請者
下水道	—	Vu φ 150	1,340.6m	—	東松島市	無し	申請者
用排水路	W-1	2.5m	143.6m	324.44m <sup>2</sup>	鳴瀬土地改良区	帰属	申請者
上水道	—	φ 75 φ 100	1050.1m 352.6m	—	石巻地方広域 水道企業団	無し	申請者
消火栓	—	2基	—	—	東松島市	無し	申請者
貯水槽	—	1基	—	—	東松島市	無し	申請者
公 園	—	—	—	1,930.98m <sup>2</sup>	東松島市	帰属	申請者
造成緑地	—	—	—	4,501.64m <sup>2</sup>	東松島市	帰属	申請者

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	1,655.94m <sup>2</sup>	東松島市	1箇所
調整池	3,828.23m <sup>2</sup>	東松島市	1箇所

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



凡例	名稱	顏色
	道路	
	多用途發展區	
	公園	
	綠地	
	湖塘池	
	水塘用地	
	康樂康樂用地	
	政府住宅	
	政府住宅	
	行政地區界	

**様式第 10 法第49条第 4 項第 1 号関係（都市計画法第29条第 1 項・2 項の開発許可）**

都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字横山 6 番 2、西権助 2 番 2、菖蒲田 38 番 2、田表 40 番 2、40 番 4
	2 開発区域の面積	27,791.65 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大曲字寺沼 3-5 株式会社橋本道路
	5 工事着手予定年月日	平成 25 年 2 月 5 日
	6 工事完了予定年月日	平成 27 年 3 月 31 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	—
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	東日本総合計画(株) 菊池正男
住 所	埼玉県川越市新宿町 5-3-3
T E L	049-244-5064
F A X	049-244-5043

## 別紙

### 予定建築物等の用途について

1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 3 に規定するもの（ただし、用途を兼ねる部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>を超えるものを含む）
3. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に規定するもの
4. 地区集会所、地区避難所
5. 漁舎（漁網置場等水産物の生産又は集荷の用に供する建築物及び漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物）
6. 旅館兼用住宅
7. 前各号の建築物に付属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く）
8. ごみ集積所

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字横山6番2、西権助2番2、菖蒲田38番2、田表40番2、40番4								
設計の方針	防災集団移転及び災害公営住宅のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、U型側溝等で集約し、他事業で敷設する排水施設に接続放流する。 土質は軽石凝灰岩であり、法面勾配は事業目的を考慮した安定勾配設計を図った。 造成計画は、切土は区域全体の表土及び地山の掘削を行い、盛土は切土量を流用し、段切施工等により防災に努めた。								
地域	イ 市街化区域	Ⓚ 市街化調整区域		用途地域等	無指定				
地区	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
区等	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域								
工区分	宅地造成工事	内		Ⓚ 外		その他			
	規制区域								
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	該当なし							
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	割合	%	%	%	%	%	%		
土地の現状	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	割合	%	%	%	%	%			
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	広場・緑地	その他		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
割合	%	%	%	%	%	%	%	%	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	住宅	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
	集会所								
上水道施設	イ 公営水道	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 栓	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
	ロ 簡易水道		Ⓚ 貯 水 槽		22戸	0戸	22戸		
	ハ 専用水道		ハ そ の 他	計画人口	94 人	人口密度	34 人/ha		

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。

2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

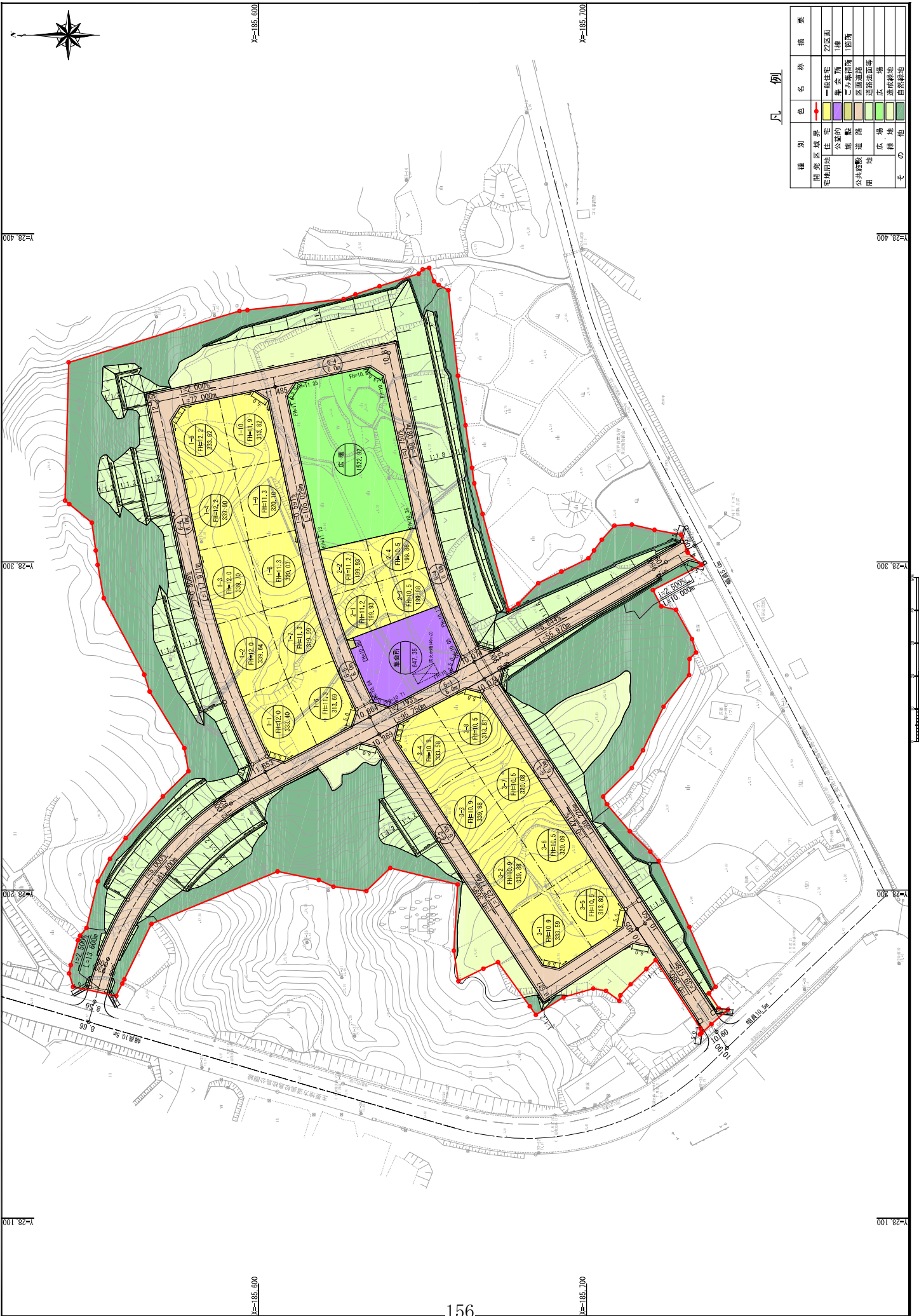
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	6-1～6-5	6.0m	887 m	10,420.19 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者
污水排水		VU φ 150	553 m		東松島市		申請者
上水道		DIP φ 75	618 m	石巻地方広域 水道企業団	なし	申請者	
		DIP φ 100	160 m			申請者	
防火水槽		1箇所		東松島市	なし	申請者	
広場				1,522.92 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者
緑地				1,805.92 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	647.35 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所、平成27年（予定）
ごみ集積所	6.00 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



凡例

種別	名称	色	摘要
開業区域	住宅	赤	22区画
宅地用地	一般住宅	黄	1棟
	公共的	紫	1棟
公共施設用地	遊樂	黄	区画道路
	遊樂	黄	遊歩道等
その他	広場	黄	広場
	緑地	黄	造成緑地
	自然緑地	黄	自然緑地



**様式第 10 法第49条第 4 項第 1 号関係（都市計画法第29条第 1 項・2 項の開発許可）**

都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字二ツ橋 7 番、8 番 3、 土手下 28 番 3、西大浜田 14 番、22 番 2
	2 開発区域の面積	30,748.17 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大曲字寺沼 3-5 株式会社橋本道路
	5 工事着手予定年月日	平成 25 年 2 月 5 日
	6 工事完了予定年月日	平成 27 年 3 月 31 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の 用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	—
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	東日本総合計画(株) 菊池正男
住 所	埼玉県川越市新宿町 5-3-3
T E L	049-244-5064
F A X	049-244-5043

## 別紙

### 予定建築物等の用途について

1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 3 に規定するもの（ただし、用途を兼ねる部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>を超えるものを含む）
3. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に規定するもの
4. 地区集会所、地区避難所
5. 漁舎（漁網置場等水産物の生産又は集荷の用に供する建築物及び漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物）
6. 旅館兼用住宅
7. 汚水処理施設の建屋
8. 前各号の建築物に付属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く）
9. ごみ集積所

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字二ツ橋7番、8番3、土手下28番3、西大浜田14番、22番2							
設計の方針	防災集団移転及び災害公営住宅のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、U型側溝等で集約し、調整池を経由し既存排水路に接続放流する。 土質は軽石凝灰岩であり、法面勾配は事業目的を考慮した安定勾配設計を図った。 造成計画は、切土は区域全体の表土及び地山の掘削を行い、盛土は切土量を流用し、段切施工等により防災に努めた。							
地域	イ 市街化区域	☐ 市街化調整区域		用途地域等	無指定			
地	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域						
地	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域							
区	宅地造成工事	内 ☐ 外		その他				
等	規制区域							
工区区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計		
	地名及び地番	該当なし						
	面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
	面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
	割 合	%	%	%	%	%	%	
土地の現状	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
	面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
	割 合	%	%	%	%	%		
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	広場・緑地	その他	計
	面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積	
	住宅	15	㎡		㎡			㎡
	集会所	1	㎡		㎡			㎡
上水道施設	イ 公営水道	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 栓 槽	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計	
	ロ 簡易水道	☐ 貯 水 槽	ハ その他		15戸	0戸	15戸	
	ハ 専用その他			計画人口	55 人	人口密度	18 人/ha	

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。  
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	6-1～6-3	6.0m	821 m	11,780.95 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者
污水排水		VU φ 150	401 m		東松島市	なし	申請者
上水道		DIP φ 75	324 m		石巻地方広域 水道企業団	なし	申請者
		DIP φ 100	271 m				
防火水槽		1箇所		東松島市	なし	申請者	
広場				329.16 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者
緑地				2,713.96 m <sup>2</sup>	東松島市	東松島市	申請者

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	297.44 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所、平成27年（予定）
ごみ集積所	6.00 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所
污水处理施設	191.31 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所
調整池	3,744.20 m <sup>2</sup>	東松島市	1 箇所
通路4-1	162.02 m <sup>2</sup>	東松島市	L=30m

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



**様式第 10 法第49条第 4 項第 1 号関係（都市計画法第29条第 1 項・2 項の開発許可）**

都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島市長 阿部 秀保 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市宮戸字大柿4番4ほか5筆
	2 開発区域の面積	27,814.79 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	別紙2のとおり
	4 工事施行者住所氏名	宮城県東松島市大曲字寺沼 3-5 株式会社橋本道路
	5 工事着手予定年月日	平成25年 2月 5日
	6 工事完了予定年月日	平成27年 3月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	—
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	東日本総合計画(株) 菊池正男
住 所	埼玉県川越市新宿町 5-3-3
T E L	049-244-5064
F A X	049-244-5043

別紙 1

開発区域に含まれる地域の名称

東松島市宮戸字大柿 4 番 4

東松島市宮戸字堂ノ上 11 番 2

東松島市宮戸字鹿島 3 番 1、11 番 5、26 番 2、3 番 1 地先 道一部

東松島市宮戸字小室 14 番 2、12 番 4 地先 道一部

計6筆

## 別紙

### 予定建築物等の用途について

1. 住宅
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 130 条の 3 に規定するもの（ただし、用途を兼ねる部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>を超えるものを含む）
3. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に規定するもの
4. 地区集会所、地区避難所
5. 漁舎（漁網置場等水産物の生産又は集荷の用に供する建築物及び漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物）
6. 旅館兼用住宅
7. 前各号の建築物に付属するもの（令第 130 条の 5 に規定するものを除く）
8. ごみ集積所



様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		東松島市宮戸字大柿4番4ほか5筆						
設計の方針		防災集団移転及び災害公営住宅のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、U型側溝等で集約し、東側既存排水施設に接続放流する。 土質はシルト岩であり、法面勾配は事業目的を考慮した安定勾配設計を図った。 造成計画は、切土は区域全体の表土及び地山の掘削を行い、盛土は切土量を流用し、段切施工等により防災に努めた。						
地域地区等	イ 市街化区域 <input checked="" type="radio"/> 市街化調整区域	用途地域等				無指定		
	ハ 非線引き都市計画区域 <input type="radio"/> 準都市計画区域 ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域							
区	宅地造成工事	内 <input checked="" type="radio"/> 外		その他				
	規制区域							
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計		
	地名及び地番	該当なし						
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
	面積	m <sup>2</sup> 26,525.78	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 74.01	m <sup>2</sup> 1,215.00	m <sup>2</sup> 27,814.79	
	割合	% 95.37	%	%	% 0.26	% 4.37	% 100.00	
	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
土地の現状	面積	m <sup>2</sup> 27,740.78	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 74.01	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 27,814.79		
	割合	% 99.73	%	% 0.26	%	% 100.00		
	土地利用計画	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他
土地利用計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積		
	住宅区画	m <sup>2</sup> 330.00		m <sup>2</sup> 193.21		m <sup>2</sup> 232.81		
	集会所	330.00		330.00		330.00		
上水道施設	イ 公営水道 ロ 簡易水道 ハ 専用その他	防水利施設 <input checked="" type="radio"/> 消火栓 ロ 貯水 ハ その他	計画戸数	戸 建	共 同	計		
	22戸			0戸	22戸			
	計画人口		63 人	人口密度	23 人/ha			

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。  
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

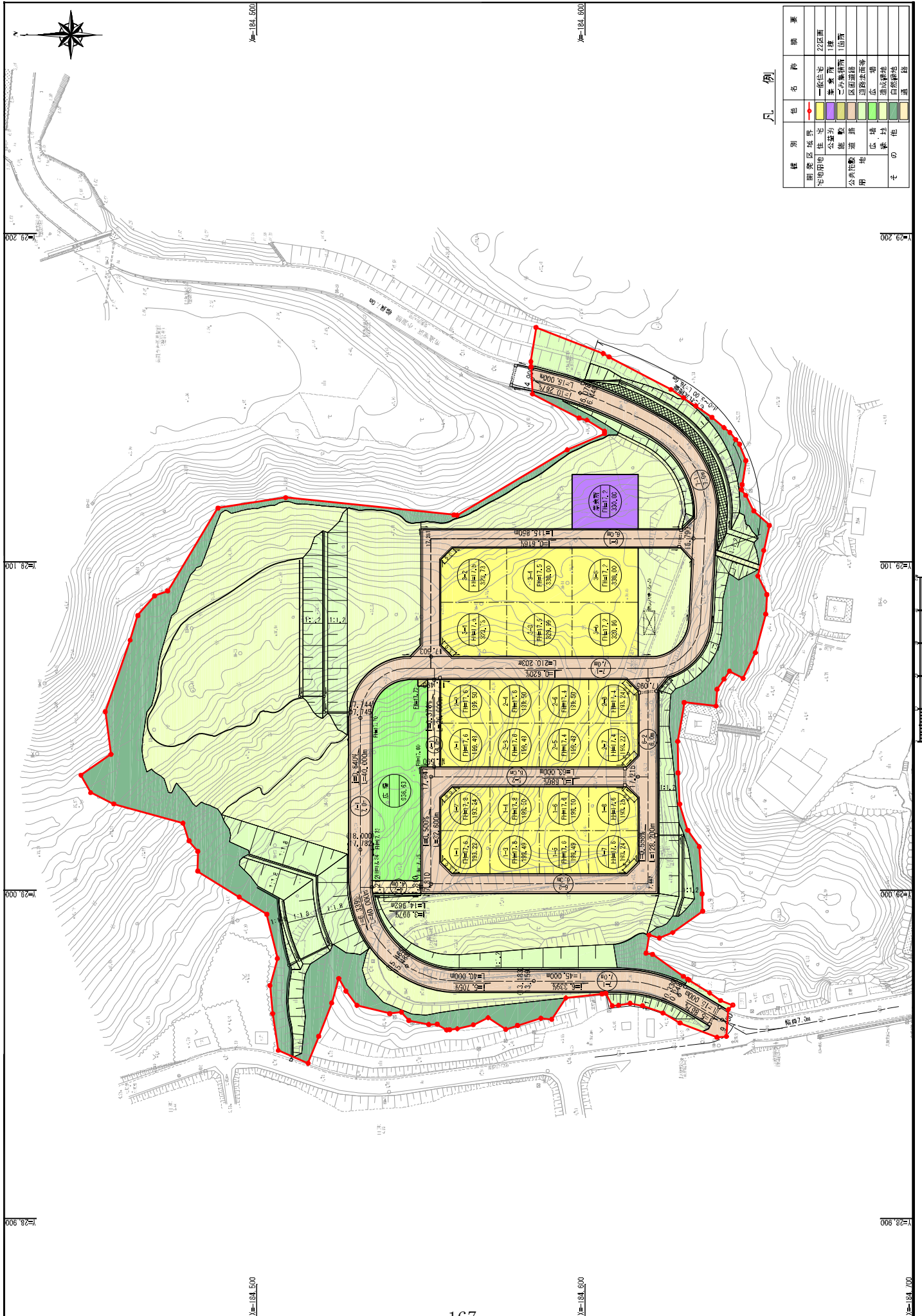
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	7-1	7.0m	405 m	9,185.77㎡	東松島市	東松島市	申請者
	6-1～6-2	6.0m	340 m		東松島市	東松島市	申請者
汚水排水		VU φ 150	450 m		東松島市	なし	申請者
上水道		DIP φ 75	415 m		石巻地方広域 水道企業団	なし	申請者
		DIP φ 100	286 m				申請者
防火水槽		1箇所			東松島市	なし	申請者
広場				936.63 ㎡	東松島市	東松島市	申請者
緑地				8,601.06 ㎡	東松島市	東松島市	申請者

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
集会所	330.00 ㎡	東松島市	1 箇所、平成27年（予定）
ごみ集積所	6.00 ㎡	東松島市	1 箇所
通路	165.94㎡	東松島市	2 路線、L=42m

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



凡例

種別	色	名称	備考
建築区域	赤	一階住宅	2階建
宅地	黄	住宅	1階
公園	青	公園	
公共施設	紫	二階建	
用地	緑	道路	
その他	黄緑	道路	
	黄	広場	
	黄	公園	
	黄	自然緑地	
	黄	道路	

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 仙台市青葉区本町二丁目16番10号 氏名 積水ハウス株式会社 仙台シャーマゾン支店 支店長 五十嵐 重人 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松島市赤井字南一156番1 ほか48筆 (別紙参照)
	2 開発区域の面積	40,162.76 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	一戸建て住宅、共同住宅、集会場
	4 工事施行者住所氏名	仙台市青葉区二日町16番15号 株式会社大本組東北支店
	5 工事着手予定年月日	平成25年11月20日
	6 工事完了予定年月日	平成27年7月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

別紙

開発区域に含まれる地域の名称

東松島市赤井字南一	156番1	156番2	156番3	158番
	159番1	159番5	159番8	169番1
	170番	171番	172番	174番
	175番1	175番2	188番	189番
	190番	191番	192番	193番
	194番	195番	196番1	196番4
	197番1	209番1	210番	211番
	212番	213番	214番	215番
	216番	217番2(一部)	227番	228番
	229番	230番	231番	232番
	233番	234番1	234番5	244番3
	245番1	246番	247番	248番
	249番	159番8地先道一部	209番1地先道一部	158番地先水一部
	156番1地先水一部	188番地先水一部	229番地先水一部	

計49筆

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		東松島市赤井字南一 156番1 156番2 156番3 158番 159番1 159番5 159番8 169番1 170番 171番 172番 174番 175番1 175番2 188番 189番 190番 191番 192番 193番 194番 195番 196番1 196番4 197番1 209番1 210番 211番 212番 213番 214番 215番 216番 217番2（一部） 227番 228番 229番 230番 231番 232番 233番 234番1 234番5 244番3 245番1 246番 247番 248番 249番 159番8地先道一部 209番1地先道一部 156番1地先水一部 158番地先水一部 188番地先水一部 229番地先水一部							
設計の方針		災害公営住宅建設のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、区域内防災調整池で調整し、既設排水路を経由して赤井堀に放流する。 土質は、表層部は有機質シルトが分布し下層部は砂層からなる。 造成計画は、切土は区域全体の表土剥ぎ取りを行い、盛土は購入土に対応する。							
地域地区等	イ 市街化区域	ⓐ 市街化調整区域		用途地域等					
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
地区等	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	内		その他					
	宅地造成工事規制区域	外							
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	該当なし							
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
開発区域の土地の現状	地目別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		割合	%	%	%	%	%	%	
	所有者別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		割合	%	%	%	%	%		
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
割合	%	%	%	%	%	%	%	%	
区画設計計画	区 画 数		最大区画面積		最小区画面積		区画の平均面積		
	一戸建て住宅	区画	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
	70		198.99		155.25		170.47		
	共同住宅	区画	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
1		3,582.84		3,582.84		3,582.84			
集会場	区画	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
1		985.38		985.38		985.38			
上水道施設	① 公営水道 ② 簡易水道 ③ 専用水道 ④ その他	消 防 水 利 施 設	① 消 火 栓 ② 貯 水 槽 ③ その他	計 画 戸 数	一 戸 建 て	共 同	計		
					70戸	15戸	85戸		
				計 画 人 口		247人	人 口 密 度		61.75人/ha

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。  
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

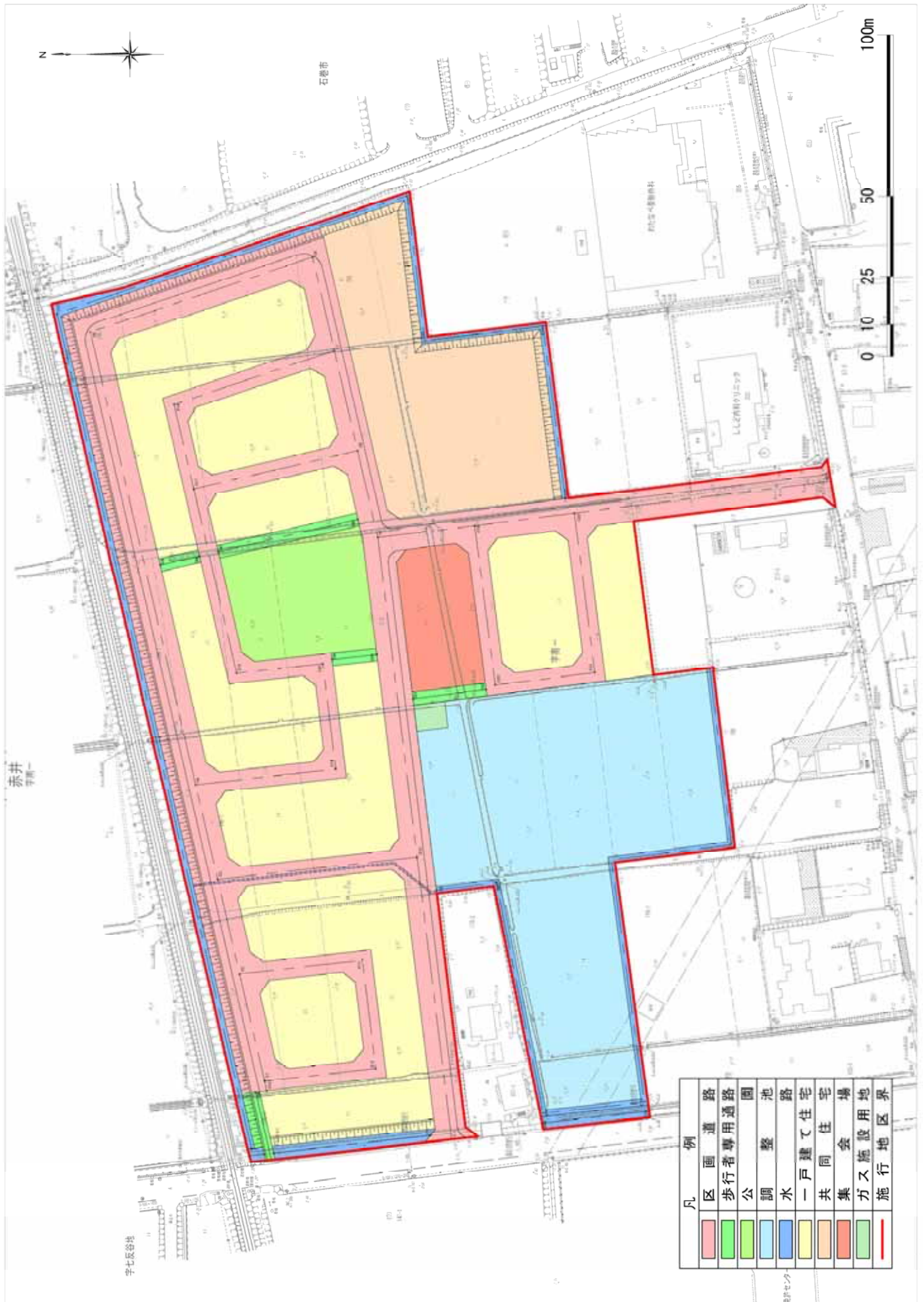
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
道路	区9.5-1 ～9.5-2	9.5m	731.0m	6,987.29㎡	東松島市	有	申請者
道路	区6-1 ～区6-5	6.0m	549.2m	3,462.16㎡	東松島市	有	申請者
通路	歩4-1 ～歩4-4	4.0m	93.9m	375.71㎡	東松島市	有	申請者
通路	歩2.5-1	2.5m	21.6m	54.13㎡	東松島市	有	申請者
水路	水4-1 ～水4-3	4.0m	87.1m	348.56㎡	河南矢本 土地改良区	有	申請者
水路	水2-1 ～水2-2	2.0m	810.9m	1,704.73㎡	河南矢本 土地改良区	有	申請者
公園		1箇所		1,540.00㎡	東松島市	有	申請者
防災調整池		1箇所		7,390.65㎡	東松島市	有	申請者
耐震性貯水槽40t		1基	1基		東松島市	有	申請者
消火栓		1基	1基		東松島市	有	申請者
給水施設		φ 50	280.5m		石巻地方 広域水道企業団	有	申請者
		φ 75	676.5m				
		φ 100	198.5m				
		φ 150	141.5m				
雨水排水施設 (調整池流入管、放流管)		□400×400	6.0m		東松島市	有	申請者
		□500×500	5.4m				
		φ 1000	22.5m				
下水道施設		φ 150	1,037.0m		東松島市	有	申請者
用排水施設		□600×600	81.4m		東松島市	有	申請者

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要 (建設時期等)
集会場	985.38㎡	東松島市	1箇所
ごみ集積所	40.00㎡	東松島市	5箇所 (8.00㎡/箇所)

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。



凡例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightcoral; border:1px solid black;"></span>	区画道路
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px solid black;"></span>	歩行者専用通路
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue; border:1px solid black;"></span>	公園
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue; border:1px solid black;"></span>	水調整池
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span>	一戸建て住宅
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:orange; border:1px solid black;"></span>	共同住宅
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightcoral; border:1px solid black;"></span>	集会所
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px solid black;"></span>	方不施設用地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid red;"></span>	施行地区界